

【4月16日付：安倍総理による緊急事態宣言の発出】

○16日(木)、安倍総理は、7日に7都府県に対して発出した緊急事態宣言の対象地域を、全都道府県に拡大することを決定しました。実施期間は、5月6日(水)までで変更はありません。

○先に緊急事態措置の対象となった7都府県に加え、6道府県(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府)において、新型コロナウイルスの感染のまん延が見られるため、これらを合わせた13都道府県が特定警戒都道府県に指定されました。

○緊急事態措置の内容については、各都道府県知事が決定しますので、関係する都道府県の発表内容にご注意ください。

○特に、今後ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動について、まん延防止の観点から絶対に避けること等、緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるため、引き続き国民に対して最低7割、極力8割の接触削減が強く要請されています。

(関連情報)

◎16日の安倍総理の発言内容

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/16corona.html

◎7日の7都府県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県および福岡県)に対する緊急事態宣言の発出。

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html (官邸HP)

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/100042554.pdf> (当館7日付領事メール)

◎新型コロナウイルスに関するQ&A(厚労省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html

◎帰国された皆様へ(厚労省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618977.pdf>